

# ひばり保育園 令和8年度 安全計画

## 1 安全点検

### (1) 施設・設備・園外環境の安全点検＜重点点検事項＞

年度初め（※年3回を目途に定期的を実施）	6月頃	7～8月頃	11月頃	12～2月頃
*安全点検年間スケジュール、点検表の作成 ・園内外の環境、設備等の点検、整備、清掃（保育室、園庭、防火設備等） ・緊急避難先、避難経路の安全確認（第1避難場所、広域避難場所） ・非常時（災害時）の引き取り代理人の更新 ・園外保育経路及び目的地の実施踏査（散歩、遠足等）	・プールの清掃、水遊びの遊具、用具の点検 ・冷房設備の点検、清掃	・風水害時の避難経路の安全確認	・暖房設備の点検、清掃	・積雪時の園舎、園庭、園周辺の安全確認

### (2) マニュアルや手引きの策定・共有＜●公立保育所共通書式を使用 ○園独自＞

分野	マニュアル名	記載ページ	策定期期	見直し（再点検）時期	管理場所（紙/データ）
□ 午睡	●川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 29～30	2024年12月	2026年4月～9月	・事務所書棚 ・各クラスのファイル
□ 食事	●川崎市公立保育所給食の手引き	P 9	2023年4月	2026年度以降	・事務所書棚 ・給食室 ・各クラスのファイル
	●川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアル	P 1～36	2024年7月	2026年4月～9月	
	●川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 39	2024年12月	2026年4月～9月	
□ プール・水遊び	●川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 26～28	2024年12月	2026年4月～9月	・事務所書棚 ・各クラスのファイル
□ 園外活動	●川崎市公立保育所園外保育マニュアル	P 1～10	2022年8月	2026年度以降	・事務所書棚 ・各クラスのファイル
■ 災害 (地震、風水害、火災)	●経済産業省作成「保育施設のための防災ハンドブック」	P 19～26	2012年7月	2026年4月～9月	・事務所書棚 ・各クラスのファイル
	●経済産業省作成「防災訓練用対応ケース集」	P 1～12	2012年7月	2026年4月～9月	
■ 不審者の侵入	○不審者対応マニュアル	-	2021年4月	2026年4月～9月	・事務所書棚 ・各クラスのファイル

## 2 児童・保護者に対する安全指導

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
0～2歳児	・火事や地震の発生時の基本的避難（タタメット、避難靴、「おかしも」）	・災害時を想定したひきとり訓練 ・熱中症対策 ・水遊び等、水難事故への意識	・絵本等を活用した不審者対策	・水害（多摩川の決壊）を想定した垂直避難訓練 ・消防士や消防車を招いた総合避難訓練 消火訓練
3～5歳児	・火事や地震の発生時の基本的避難（タタメット、避難靴、「おかしも」） ・交通安全教室	・災害時を想定したひきとり訓練 ・熱中症対策 ・水遊び等、水難事故への意識	・絵本等を活用した不審者対策 ・プライベートゾーン等の理解から派生する不審者対応（年長児）	・水害（多摩川の決壊）を想定した垂直避難訓練 ・消防士や消防車を招いた総合避難訓練 消火訓練

(2) 保護者への説明・共有

	・交通安全教室実施報告及び家庭への注意喚起	・台風等風水害への対応について ・熱中症、水難事故への注意喚起	・不審者対策についての共有 ・家庭での事故（誤飲、誤嚥）の注意喚起 ・災害伝言ダイヤル訓練	・家庭での火の取り扱いなどへの注意喚起
--	-----------------------	------------------------------------	---	---------------------

3 訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

※防災訓練計画参照（避難訓練、119番通報訓練、ひきとり訓練、不審者対応等）災害伝言ダイヤル訓練
--

(2) 職員への研修・講習<○外部実施 ●園内実施>

通年
●応急手当講習（心肺蘇生法、AEDの使用、怪我等） ○関連機関等開催の研修（安全管理・防災研修・危機管理研修等）○Codmonカレッジを活用したオンライン研修

4 再発防止策の徹底

<p>日常的な注意事項</p> <p>(1) 園内事故に対しては、職員全体で責任を負う事が必要であり、全員で確認する。 (2) 保育室・廊下・テラス・園庭など、園内外を点検し、危険物を取り除く。                      (3) 死角を作らない。必要のない物を置かず、見通し良く整理をする。 (4) 特に、乳児クラスでは段差をなくす工夫をする。                      (5) 事故の起きた場所や、保育内容についての改善点を考え、事故を防止する。 (6) 改善点・工夫できる点をあげ、可能な所から改良を図る。</p>
---

5 その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

・保育園管理システム「コドモン」を活用した登降園管理、不審者情報や園内外の危険（近隣道路の冠水や凍結など）の共有 ・非常災害用カード（緊急時の代理人）の採用
---

6 自己評価

--

〇〇〇保育園 令和00年度 安全計画

1 安全点検

(1) 施設・設備・園外環境の安全点検<重点点検事項>

年度初め (※年3回を目途に定期的に実施)
* 安全点検年間スケジュールの作成 ・園内外の環境点検 (園舎、園庭、遊具、園外環境等) ・緊急避難経路の確認 (園内、園外) ・園外保育経路及び目的地の実施路直 (散歩、遠足等)

※年3回→学校安全計画は毎学期1回以上 (年に3回目途) とされている

～安全計画作成にあたって～

- ・全体的な計画の「環境及び衛生管理並びに安全管理」と関連付ける。
- ・保育指導計画 (年間指導計画、月間指導計画、週日指導計画) にも反映させる。※『健康』欄に記載

<入力の際の注意点>

- ・項目1 (1) (2)、3 (1) (2)、4については、公立保育所共通の内容を記載している。

(2) マニュアルや手引きの策定・共有<◎公立保育所共通 ●園独自>

分野	マニュアル名	ページ	策定期期	見直し (再点検) 時期	管理場所 (データ)
□ 午睡	◎川崎市公立保育所マニュアル		2019年3月	2023年4月～9月	〇〇〇〇\公立保育所各種マニュアル
□ 食事	◎川崎市公立保育所給食の手引き	P 9	2015年4月	2023年4月～9月	〇〇〇〇\公立保育所各種マニュアル
	◎川崎市公立保育所アレルギー対応マニュアル	P 1～35	2020年3月	2023年度以降	
	◎川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 30・P 79	2019年3月	2023年4月～9月	
□ プール・水遊び	◎川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 33～35	2019年3月	2023年4月～9月	〇〇〇〇\公立保育所各種マニュアル
□ 園外活動	◎川崎市公立保育所園外保育マニュアル	P 1～10	2022年8月	2023年度以降	〇〇〇〇\公立保育所各種マニュアル
■ 災害	◎川崎市公立保育所地域子育て支援センターマニュアル	地震発生時の対応 4	2022年9月	2023年度以降	〇〇〇〇\公立保育所各種マニュアル
	◎川崎市公立保育所ドブック「(資料) 保育園緊急マニュアル」	地震発生後の対応 P 4～6	2022年8月	2023年度以降	
■ 不審者の侵入	◎川崎市公立保育所運営ハンドブック「(資料) 保育園緊急マニュアル」	P 7	2023年4月	2023年度以降	〇〇〇〇\公立保育所各種マニュアル

各分野、園独自でマニュアルを作成している場合は行を挿入して追記する。

<分野>  
 □はリスクの高い場面  
 ■は緊急的な対応が必要な場面

2 児童・保護者に対する安全指導

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
0～2歳児	～以下の留意点を踏まえて記入～ ・児童の発達や能力に応じた方法で児童自身が保育所の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるように努めること。			
3～5歳児				

(2) 保護者への説明・共有

～以下の留意点を踏まえて記入～ ・保護者自身が安全に係るルール、マナーを遵守することや、児童が家庭で安全について学ぶ機会を確保するよう依頼すること。 ・保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説			
--	--	--	--

3 訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

※防災訓練計画参照（避難訓練、119番通報訓練、災害伝言ダイヤル、救急対応、不審者対応等）
---

(2) 職員への研修・講習<○外部実施 ●園内実施>

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
記載研修以外に園で実施している場合は追記す (心肺蘇生法、AEDの使用等)	研修 「安全管理・防災研修」	○各区開催の研修 「危機管理研修」	●救命救急講習 (エピペン®の使用等)

4 再発防止策の徹底

日常的な注意事項 ～川崎市公立保育所健康管理マニュアルより～	
(1) 園内事故に対しては、職員全体で責任を負う事が必要であり、全員で確認する。 (3) 死角を作らない。必要のない物を置かず、見通し良く整理をする。 (5) 事故の起きた場所や、保育内容についての改善点を考え、事故を防止する。	(2) 保育室・廊下・テラス・園庭など、園内外を点検し、危険物を取り除く。 (4) 特に、乳児クラスでは段差をなくす工夫をする。 (6) 改善点・工夫できる点をあげ、可能な所から改良を図る。

5 その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

・年1回地域の防災訓練に参加 ・コドモンを活用した登降園時等の安全管理 等
---------------------------------------